住所　東京都世田谷区瀬田３丁目７番13号
金由枝　昭和44年３月26日生
住所　千葉市花見川区検見川町３丁目324番地25
金美麗　平成２年７月27日生
住所　東京都中央区勝どき６丁目３番１―2417号
金基憲　昭和63年11月28日生
住所　東京都目黒区鷹番２丁目12番９号
金泰江　昭和46年１月30日生
住所　長崎市銅１丁目17番12―402号
韓順日　昭和22年10月27日生
住所　長崎市滝石４丁目２番３―401号
辛亜紀　昭和48年１月11日生
住所　長崎県佐世保市小佐々町小坂49番地３
辛広美　昭和52年１月５日生
住所　東京都板橋区仲町45番11号
林情如　平成４年３月23日生
住所　名古屋市千種区楠元町２丁目71番地
黄勇志　昭和53年２月８日生
住所　東京都江東区塩浜２丁目13番７号
李秋子　昭和35年９月21日生
住所　福岡県直方市大字感田2802番地３
李清美　昭和47年７月18日生
李ユウキ　平成７年３月１日生
住所　神奈川県小田原市前川64番地１
ロシオ・キヨミ・ウ・ヒラミネ　平成５年12月２日生
住所　神奈川県小田原市鴫宮817番地15
張良　昭和55年２月24日生
張育嘉　平成23年12月16日生

○外務省告示第四百二十号

平成二十九年十一月二十二日に東京で、外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がカタール国政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成三十年一月一日から実施される。

平成二十九年十二月二十二日

外務大臣　河野　太郎

（日本国外務省から在日本国カタール国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.2381／ＭＥ－２

口上書

日本国外務省は、在日本国カタール国大使館に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交及び公用旅券を所持するカタール国の国民に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十八年一月一日から次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　カタール国の国民であって、カタール国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持しカタール国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該カタール国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2(1)　カタール国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持するカタール国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するカタール国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するカタール国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにカタール国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるカタール国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、カタール国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

日本国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在日本国カタール国大使館に向かって敬意を表する。

二千十七年十一月二十二日に東京で

（在日本国カタール国大使館から日本国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.Cai－17－94

口上書

在日本国カタール国大使館は、日本国外務省に敬意を表するとともに、カタール国政府が、外交及び公用旅券を所持する日本国の国民に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十八年一月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し日本国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的でカタール国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなくカタール国に入国することができる。

2(1)　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってカタール国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくカタール国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってカタール国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、カタール国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するカタール国の法令に服することを免除するものではない。

4　カタール国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　カタール国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくカタール国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　カタール国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在日本国カタール国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて日本国外務省に向かって敬意を表する。

二千十七年十一月二十二日に東京で

○財務省告示第三百四十六号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十八年十二月財務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日から適用する。

平成二十九年十二月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

百三十五の次に次のように加える。

百三十六　バヌアツ通貨　一〇〇バツにつき本邦通貨一〇〇円

○厚生労働省告示第三百五十九号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十九年十二月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
とうもろこし	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシＭＺＩＲ098系統	シンジェンタジャパン株式会社